

第9期介護保険事業計画期間(令和6年度から8年度)の 介護保険料の所得段階と年間保険料額が決定

☎ 長寿支援課 ☎ 32 - 3042

介護保険は3年ごとに事業計画を見直し、介護保険料を設定します。令和6年度からの第1号被保険者(65歳以上の人)の介護保険料は下記のとおりです。

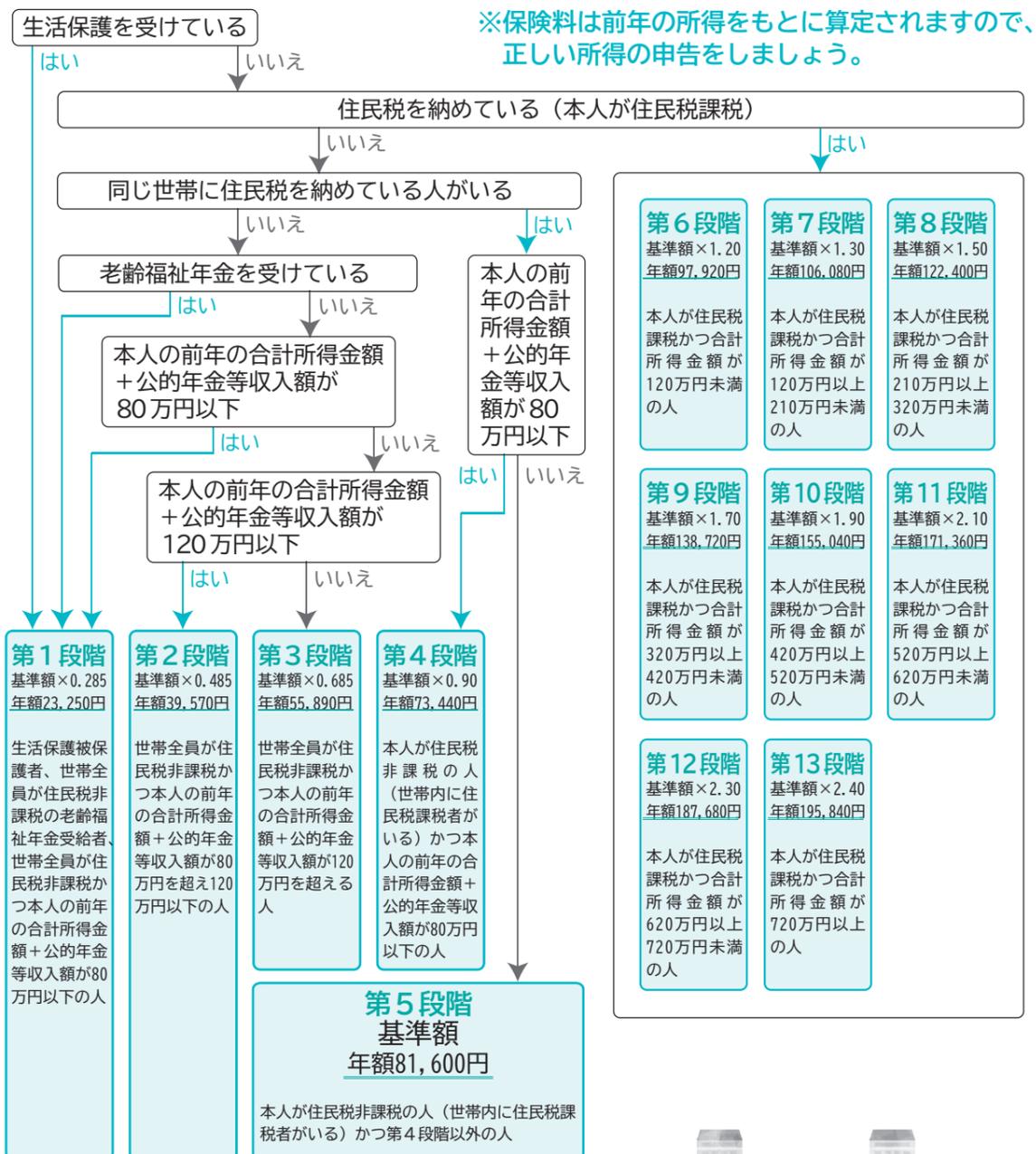
《仮徴収のお知らせ》

年金から介護保険料が引かれる特別徴収の人には、「仮徴収額特別徴収のお知らせ」を4月中旬までに送付しています。なお、送付した通知書の保険料額は令和5年度の保険料所得段階をもとに算定したものです。令和6年度の年間保険料額は、令和5年度の市民税の課税状況等をもとに7月に確定し、あらためて通知します。



～保険料は所得に応じて決まります～

▷あなたの保険料は?



※保険料は前年の所得をもとに算定されますので、正しい所得の申告をしましょう。



令和6年度の保育料等

☎ こども家庭センター 子育て支援班 ☎ 32 - 3040

にかほ市の保育料 ※にかほ市では0歳児から5歳児のすべての子どもの保育料を無償化

国の基準では、3歳児から5歳児(年少から年長)の子どもと、0歳児から2歳児クラスの住民税非課税世帯のみが保育料無償化の対象であり、年齢と所得の制限があります。にかほ市ではこのような制限をなくし、**年齢と所得によらず、0歳児から5歳児の全ての世帯の子どもの保育料が完全無償となっています。**※にかほ市に在住したまま他の市町村の保育所、認定こども園等を利用する場合(広域利用)でも保育料が無償となります。

にかほ市の副食費(おかず・おやつ等) ※にかほ市では副食費を全額助成

令和元年10月から国の基準で、副食費(給食のおかずやおやつ等)が免除になるのは、年収360万円未満相当の世帯の子どもおよび全ての世帯の第3子以降の子どものみとなっています。それ以外の世帯の子どもについては保護者からの実費徴収となっていますが、にかほ市では**副食費を負担する世帯について全額助成します。**(通園している保育所、認定こども園に市が助成分を支給するので、保護者が副食費を納付する必要はありません)

※にかほ市に在住したまま他の市町村の保育所、認定こども園等を利用する場合(広域利用)でも全額助成します。※通園送迎費(バス代)、行事費等は保護者の負担となります。

【国とにかほ市の比較表】《保護者負担分》 主食(ごはん・パン等)については、各家庭から持参いただきます。

対象年齢(クラス)		国の基準	にかほ市の対応
3歳児～5歳児(年少～年長)	保育料	すべての子どもが無償化	すべての子どもが無償化
	副食費	保護者負担 ※年収360万円未満相当の世帯の子どもとすべての世帯の第3子以降の子どもは免除	世帯の所得にかかわらずすべての子どもが無償化
0歳児～2歳児クラス	保育料	住民税非課税世帯の子どもに限り無償化 ※2歳児クラスの子どものうち、満3歳となり2号認定になってから最初の3月31日を迎えるまでの期間は0歳児～2歳児と同じ扱い	世帯の所得にかかわらずすべての子どもが無償化

※0歳児から2歳児クラスについては、これまでと同様に保育料の中に食材料費が含まれていることから、助成の対象となりません。(にかほ市では保育料を無償化するため、保護者の負担はありません)

学童保育クラブの利用

☎ こども家庭センター 子育て支援班 ☎ 32 - 3040

学童保育クラブは、放課後や長期休業中に仕事等で昼間家庭に保護者がいない小学校児童を対象に、適切な遊びと生活の場を提供し健全な育成を図る場所です。利用を希望する方は、直接下記へ申し込みください。

クラブ名称	実施場所	電話番号	開所時間
仁賀保学童保育クラブ	平沢小学校地内	☎ 44 - 8872	・平日…放課後～18:30 ・土曜、長期休業等…7:30～18:30
院内学童保育クラブ	旧院内診療所	☎ 36 - 3556	
小出学童保育クラブ	旧小出保育園	☎ 36 - 2251	・日曜、祝日、お盆、年末年始
金浦学童保育クラブたんぼぼサークル	金浦小学校体育館内	☎ 38 - 3381	
学童保育のびやかサークル	象潟小学校体育館内	☎ 43 - 5310	・平日…200円 ・土曜日、長期休業等…350円 ※就学援助の認定を受けた場合は免除となります。
上浜学童保育クラブ	上浜構造改善センター内	☎ 46 - 2588	
学童保育星城クラブ	星城こども園内	☎ 44 - 2314	

職員の懲戒処分について

☎ 総務課 ☎ 43 - 7507

市は、地方公務員法およびにかほ市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の規定に基づき、次のとおり職員の懲戒処分を行ったので、にかほ市職員の懲戒処分等に関する規程第8条第1項第1号の規定により公表します。

1 被処分者および処分内容等

所属	職位	年齢	処分内容	処分年月日	処分理由
教育委員会	課長級	60代	戒告	令和6年3月31日	にかほ市議会議員に対し、内部のメール送受信履歴と、合意形成を図らず単独で立案した政策提案書を独断で郵送した。

2 【懲戒処分の適用条項】地方公務員法第29条第1項第2号